

## 介護福祉士実務者養成施設設置計画書

1 名称	〇〇専門学校〇〇科（〇〇コース）					
2 位置	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地					
3 設置者  （法人の場合は 名称・所在地）	氏名	〇〇法人				
	住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地				
4 設置年月日	〇〇年〇月〇日					
5 種類等	種 類	1 学年 の定員	学級数	1 学級 の定員	修 業 年 限	
	（1）第5号養成施設（養成施設指定規則第7条の2） （昼間課程・夜間課程 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">通信課程</span> ）		40	1	40	(1~)6ヶ月
6 開講期間	〇〇年〇月〇日 ~ 〇〇年〇月〇日					
7 養成施設の 長の氏名			8 事務職員氏名			
9 専任教員  （専任教員のうち 教務に関する主任 者には氏名の前に ◎印をすること）	氏 名	年 齢	担当科目	資格名	該当番号	教員調書 頁番号
10 介護過程Ⅲ  （面接授業）を担 当する教員						

- 「1 名称」  
・学部、学科、コース等の最小単位まで記入する。
- 「2 位置」  
・実務者養成施設等の所在地を県名から記入する。
- 「4 設置年月日」  
・実務者養成施設等の予定設置年月日（学校や法人の設置年月日ではないこと）を記入する。（定員増の場合は、設置した日）
- 「5 種類等」  
・昼間課程、夜間課程、通信課程を○で囲む。  
・授業開始年月日は、変更の場合、変更予定年月日を記入する。
- 「6 開講期間」  
・年度内に複数回実施する場合は、それぞれ開講期間を記入する。
- 「9 専任教員」  
・氏名：フルネームで記入する。  
・年齢：申請日時点の年齢を記載する。  
・担当する科目：開校時に実際に担当する科目を記入する。科目名は省略せずに、学則上定める科目名を記入する。ただし、1つの科目を複数の教員が担当する場合には、科目名の末尾に【 】として、内容の区別を記入する。  
・資格名：社会福祉士、介護福祉士、医師、看護師、医師等担当科目の資格要件になる資格のみ記入する。また、修士、博士についても同様に担当科目の資格要件になる資格のみ記入する。  
・指針該当番号：指定規則第7条を参照すること。  
・担当科目が2つ以上ある教員については、それぞれの科目について該当する番号が違う場合にはそれぞれ記入する。1担当科目について該当する番号が複数ある場合には、いずれか一つとする。  
・教員調書頁番号：専任教員調書に記載されている右上の番号（NO.）と同じものにする。

**例）第7条の2第1号ホ（1）～（5）のいずれかを記入。**

- （1）介護福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者
- （2）学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第4の介護の領域に区分される教育に関し教授する資格を有する者
- （3）学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第40条第2項第4号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の教員として、別表第4の介護の領域に区分される教育に関し3年以上の経験を有する者
- （4）法第40条第2項第5号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、指定規則別表第5に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目の教育に関し5年以上の経験を有する者
- （5）法附則第9条第1項に規定する高等学校又は中等教育学校の教員（＝特例高等学校）として、指定規則別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関し5年以上の経験を有する者

11 医療的ケアを担当する教員						
12 その他の教員						

「10 介護過程Ⅲ」  
・専任教員と同様に記入する。

「11 医療的ケアを担当する教員」  
・専任教員と同様に記入する。

「12 その他の教員」  
・専任教員に準じて記入するが、調書は不要。

13 開 講 科 目	指定規則上の科目 (時間数)	時間数	教育の内容の一部を他の養成施設等に 実施させる場合にあっては実施先の名称
	人間の尊厳と自立 (5)		
	社会の理解Ⅰ (5)		
	社会の理解Ⅱ (30)		
	介護の基本Ⅰ (10)		
	介護の基本Ⅱ (20)		
	コミュニケーション技術 (20)		
	生活支援技術Ⅰ (20)		
	生活支援技術Ⅱ (30)		
	介護過程Ⅰ (20)		
	介護課程Ⅱ (25)		
	介護過程Ⅲ (45)		
	発達と老化の理解Ⅰ (10)		
	発達と老化の理解Ⅱ (20)		
	認知症の理解Ⅰ (10)		
	認知症の理解Ⅱ (20)		

「13 開講科目」  
・通信課程で行う場合にあっては印刷教材授業等に係る時間数を記載すること。  
・「面接授業」欄は、通信課程で行う場合のみ記載すること。

	障害の理解 I (10)							
	障害の理解 II (20)							
	こころとからだのしくみ I (20)							
	こころとからだのしくみ II (60)							
	医療的ケア (50)							
合計 (450)								
14 建物	土地面積 計○○m <sup>2</sup>	教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面積	共用先 (共用する場合についての み記入)	教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面積	共用先 (共用する場合についてのみ記入)	
		普通教室	○m <sup>2</sup>		事務室	○m <sup>2</sup>		
		演習室	○m <sup>2</sup>		保健室	○m <sup>2</sup>	学内共用	
	建物延面積 計○○m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>		
			m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>		
			m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>		
15 教育用機械器具及び模型	実習用モデル人形 人体骨格模型 成人用ベッド 移動用リフト スライディングボード・マット 車いす 簡易浴槽 ストレッチャー 排せつ用具 歩行補助つえ 盲人安全つえ		体 体 床 台 台 台 槽 個 個 本 本	視聴覚機器 障害者用調理器具・食器類 和式布団一式 吸引装置一式 経管栄養用具一式 処置台又はワゴン 吸引訓練モデル 経管栄養訓練モデル 心肺蘇生訓練用機材一式 人体解剖模型	器 台 式 式 台 体 体 式 体	「15 教育用機器器具及び模型」 個数は添付書類の「教育用機器器具及び模型」に記載されたものの合計を記入する。		

「14 建物」

- ・土地面積：登記簿上の面積を記入する。
- ・建物延面積：登記簿上及び建設予定の建物の面積を合算して記入する。
- ・教室等の名称：実務者養成施設等として使用する教室等について記入する。
- ・面積：実面積（内法で計測したもの）を記入する。
- ・共有先：学内すべての学部、学科が共有する場合「学内共有」と記入する。  
他学部、学科が共有する場合は「○○学科」と具体的に記入する。  
なお、実務者養成施設等単独の場合は記入不要。

「15 教育用機器器具及び模型」

個数は添付書類の「教育用機器器具及び模型」に記載されたものの合計を記入する。

16 面 接 授 業	施設名及び施設種	氏名（法人に あっては名 称）	設置年月日	位 置	入所 定員	担当教員
17 整備に要 する経費	区分	整備方法			金額	
	土地	自己所有・寄付・買収・その他（ ）			千円	
	建物	自己所有・寄付・買収・その他（ ）			千円	
	設備				千円	
	合計				千円	
18 資金計画	区分		金額			
	自己資金		千円			
	借入金		千円			
	その他（具体的に）		千円			
	合計		千円			

- (注) 1 記載事項が多いため、経費様式によることができないときは、適宜様式の枚数を増加し、この様式に準じた指定申請書を作成すること。
- 2 6の開講期間には、授業開始年月日及び授業終了年月日を記載すること。なお、1年間に複数回実施する場合には複数回分の開講期間を記載すること。
- 3 7の養成施設の長の氏名には、設置者が養成施設でない場合にあっては設置者の長の氏名を記載すること。
- 4 9の教務に関する主任者、10の面接授業を担当する教員及び11の医療的ケアを担当する教員の資格名欄には、介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師の資格を持つ者について記入すること。
- 5 9の専任教員のうち教務に関する主任者の該当番号の欄には、指定規則第7条の2第1項ホ(1)、(2)、(3)、(4)、(5)のうち該当する条項を記入すること。(例(1))  
また、医療的ケアを担当する教員の該当番号の欄には、
- (1) 医療的ケア教員講習会修了者であって、かつ医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者
- (2) 介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業（不特定多数の者を対象としたものに限る。）における指導者講習会を修了した者であって、かつ医師、保健師、助産師、

看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者

のうち、いずれか該当する番号を記載すること。

- 6 10の面接授業を担当する教員については、面接授業を担当する教員に関する調書を作成すること。また、医療的ケアを担当する教員については、医療的ケアを担当する教員に関する調書を作成すること。ただし、9の専任教員のうち教務に関する主任者が医療的ケアを担当する教員を兼ねる場合または面接授業を担当する教員を兼ねる場合にあつては、教務に関する主任者に係る教員調書のみ作成すれば足りるものとし、この場合、教務に関する主任者、医療的ケアを担当する教員又は面接授業を担当する教員である旨がそれぞれ確認できるようにすること。